

未来の創り手育成プログラム研究アドバイザー派遣及び 分析・提言業務委託 企画提案競技実施要項

高校教育課

1 趣旨

令和の教育改革の理念に基づき、社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる生徒の資質・能力の育成を目指す。研究指定校や研究推進員と授業改善の研究、科学技術コンソーシアムの創設と構築、高校生探究コンテスト開催をとおして、教員の指導力や総合的な探究の時間の質の向上を推進する。このため、本事業の未来の創り手育成プログラムに関する業務委託業者選考の企画提案競技を実施するに当たり、必要な事項を定める。

2 委託業務企画提案競技に付する事項

(1) 業務名

未来の創り手育成プログラム研究アドバイザー派遣及び分析・提言業務委託

(2) 業務内容

別添「未来の創り手育成プログラム研究アドバイザー派遣及び分析・提言業務委託仕様書」による

(3) 履行期限

令和9年3月31日

3 委託経費

2,450千円以内（消費税込み）

4 企画提案競技に参加する者に必要な資格

次の(1)から(10)までの全てを満たすものとする。

- (1) 「未来の創り手育成プログラム研究アドバイザー派遣及び分析・提言業務委託仕様書」の内容を確実に履行できる者であること。
- (2) 本事業の実施について、県からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事案があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止の措置を受けていないこと。

- (6) 法人格を有する者。
- (7) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (8) 主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいないこと。
- (10) 平成24年度以降、国又は地方公共団体において、本業務と同種又は類似する業務の契約を締結し、履行した実績を有すること。

5 企画提案競技の流れ

- (1) 募集
令和8年4月16日（木）から
県教委のホームページに掲載（掲載は令和8年4月30日（木）まで）
- (2) 企画提案競技参加申込み
令和8年4月27日（月）午後5時まで
- (3) 仕様書等に対する質問
令和8年4月28日（火）午後5時まで
- (4) 企画提案書提出期限
令和8年5月8日（金）午後5時まで
- (5) プレゼンテーション及び審査会
令和8年5月12日（火）午前10時から（オンライン）
- (6) 委託事業者選定委員会の開催（選考委員による委託業者の選定）
令和8年5月12日（火）
- (7) 委託業者の決定・通知
令和8年5月15日（金）までに発出

6 企画提案競技参加申込み

- (1) 提出期限 令和8年4月27日（月）午後5時必着
- (2) 提出書類
ア 企画提案競技参加申込書（様式第1号）
イ 企画提案競技の参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（様式第2号）
- (3) 提出方法
下記「15 問合せ先及び書類提出先」へ電子メール又は郵送で提出すること。

7 仕様書等に関する質問

仕様書等に対する質問がある場合においては、以下のように提出すること。

(1) 提出方法

「質問票」（様式第3号）により、下記「15 問合せ先及び書類提出先」へ電子メール又はFAXにて提出すること。

(2) 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時必着

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年4月30日（木）までに、参加業者全てに対し電子メール又はFAXで行う。

8 企画提案書の記載事項

(1) 会社概要

ア 会社概要

イ 主な受託実績

(2) 未来の創り手育成プログラム研究推進における支援の内容

ア 未来の創り手育成プログラム研究指定校（2校）に対する支援

イ 未来の創り手育成プログラム研究推進委員（5教科×4人）に対する支援

ウ 未来の創り手育成プログラム研究セミナー（6月19日（金））で提供できる支援内容（参加者約50人）

(3) キャリア教育・探究活動等における支援の内容

ア キャリアデザイン・セミナー（11月日時未定）で提供できる支援内容（参加者約80人）

イ 探究力向上セミナー（年3回（6月、8月、10月を予定））で提供できる支援内容（参加者約50人）

(4) 県教委・未来の創り手育成プログラム研究指定校との連携

ア 県教委との連絡体制

イ 未来の創り手育成プログラム研究指定校との連絡体制

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和8年5月8日（金）午後5時必着

(2) 提出方法

下記「15 問合せ先及び書類提出先」へ電子メール又は郵送で提出すること。

10 審査会の実施

(1) 日時 令和8年5月12日（火）午前10時から

(2) 場所 県庁7階 7-A-2（オンライン）

11 審査方法

オンライン開催による企画提案競技方式とし、企画提案の審査は、選考委員会において総合的に行う。

12 審査結果

審査結果については、参加した全ての業者に対し書面で通知することとし、令和8年5月15日（金）までに発出する。

13 業務実施に係る契約

(1) 契約の締結

最優秀提案者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号の規定による随意契約を締結する。

(2) 契約内容

県教育委員会と最優秀提案者との間で、企画書を踏まえ予算の範囲内で協議を行い、契約内容を決定する。

(3) 契約金額

最優秀提案者から見積書を徴し、予定価格の範囲内において決定する。

なお、天災地変その他自己の責めに帰すことのできない理由により業務の全部又は一部を中止する場合は、賠償額は、県教委と委託業者で協議して決定する。

(4) 契約保証金

免除（鹿児島県契約規則第33条第1項第9号）

14 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に必要な経費は、提出者の負担とする。

(2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 企画提案競技の参加に当たり知り得た情報は、他に漏らさないこと。

(5) 著作権法等に抵触しないこと。

(6) 企画提案競技参加申込み後に、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第4号）を令和8年4月30日（木）午後1時までに、郵送又は持参により提出すること。

15 問合せ先及び書類提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県教育庁高校教育課高校教育係

TEL：099-286-5291

FAX：099-286-5678

E-mail：ekoukou@pref.kagoshima.lg.jp